

# 国土交通省の随意契約の「総点検」及び「更なる見直し」のイメージ

資料1

## 見直しの重点(その1) 「契約方式の適正化」

- ・ 「公募」の範囲の限定、「企画競争」等への移行
- ・ 価格面でも競争する「総合評価方式」の導入

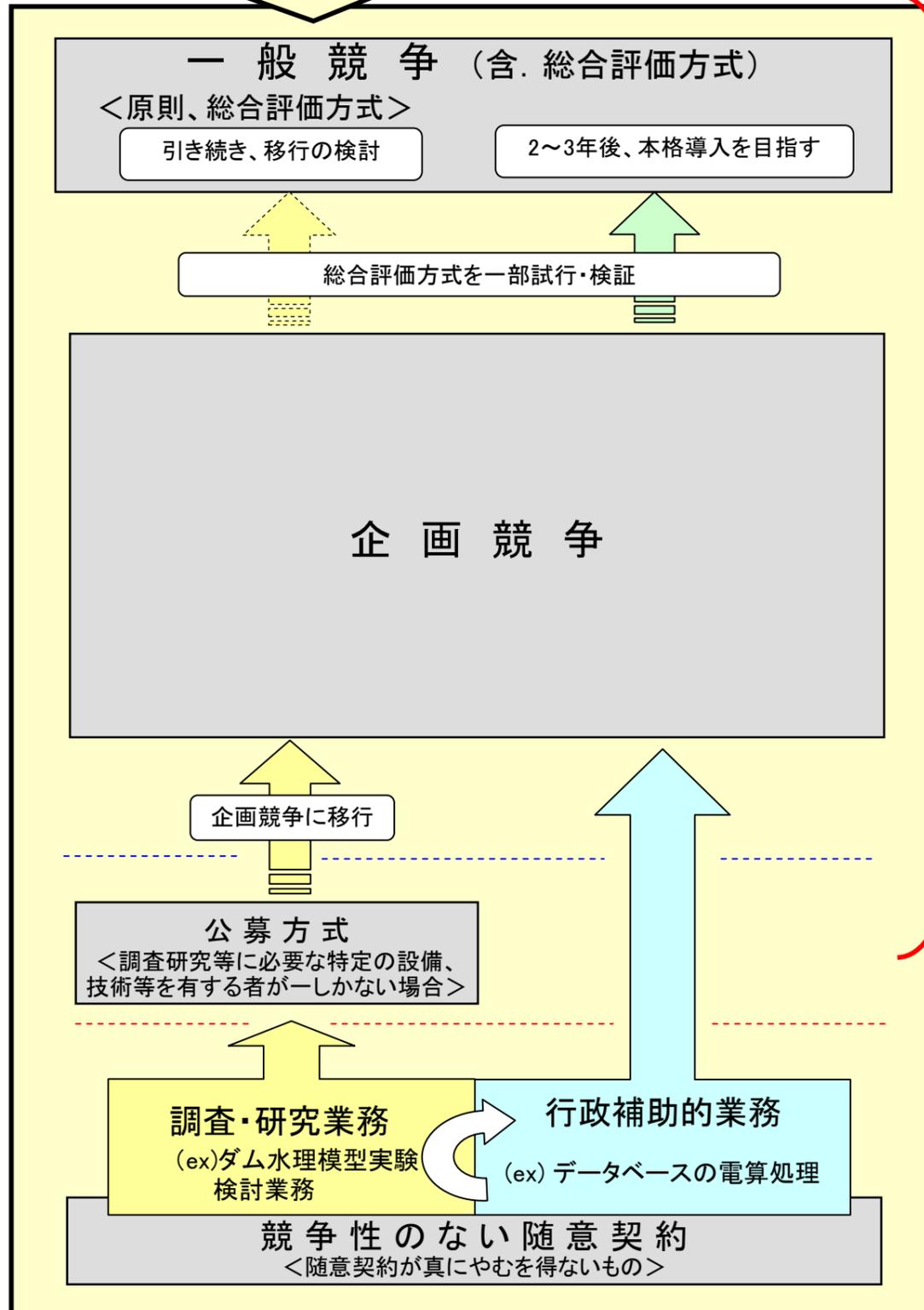
## 見直しの重点(その2) 「応募要件の緩和」

- ・ 民間でも参加可能な応募要件に見直し
- ・ 特に、1者しか応募のなかった案件について、1件毎に応募要件をチェック
- ・ 「行政補助的業務」については、参加可能者数が、原則10者以上存在することを確認
- ・ 「調査研究業務」については、参加可能者数が相当数存在することを確認

## 見直しの重点(その3) 「第三者の監視体制の強化」

入札監視委員会、公正入札調査会議による監視体制を強化

- ・ 本省・地方機関にある第三者機関において、監視対象を全契約(含. 随意契約)に拡大(工事等に加え、物品・役務も監視)
- ・ 随意契約の適正化に関して審議する特別の体制を本省・地方機関の両方に整備
- ・ 特に、1者応募のものは、応募要件の適正性を確認するなど重点的に監視



## 【契約方式の見直し結果】

＜点検対象(H19. 4. ～7)＞

企画競争又は公募による所管公益法人等との契約(工事を除く)

	見直し前(うち建設弘済会関係業務)	見直し後(うち建設弘済会関係業務)
一般競争	—	*1 *1 12件( 0件) *2 <100件程度>
企画競争	206件( 32件)	1, 979件(941件)
公募	1, 818件(909件)	*3 25件( 0件)
特命随契	—	8件( 0件)
合計	2, 024件(941件)	2, 024件(941件)

※1 今回の点検対象以外に平成19年度から一般競争入札を行っているものがある。

※2 平成20年度は建設弘済会関係業務で100件程度など、価格面でも競争を行う一般競争入札(総合評価方式)の試行を予定

※3 著作権等を理由に公募方式を採用する契約については、今後、民間への使用許諾等の可否も含めて判断し、引き続き契約方法について見直しを進める。